

## 舞鶴市生ごみ堆肥化容器購入事業補助金交付要綱

平成 6 年 4 月 28 日  
告示第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ごみの減量化及び有効利用を図ることを目的として、家庭から排出される生ごみを処理するために生ごみ堆肥化容器(以下「容器」という。)を購入する事業を行う者に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和 50 年規則第 25 号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において生ごみ堆肥化容器購入事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、家庭から排出される生ごみを処理するために容器を購入し、設置する者で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 容器が設置できる敷地を市内に有すること。
- (3) 防臭に努める等容器の適正な維持管理ができること。
- (4) 堆肥化された生ごみを自己処理できること。
- (5) 既に補助金の交付を受けた者である場合は、当該交付を受けた時から起算して、原則として 5 年以上経過していること。ただし、次条ただし書の規定による容器の限度個数の範囲内である場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、容器の購入金額に 2 分の 1 を乗じて算出して得た額(その額に 100 円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、容器の個数については 1 世帯につき 2 個を、補助金の額については容器 1 個につき 4,000 円を限度とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、生ごみ堆肥化容器購入事業補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「交付申請書」という。)を、容器を購入しようとする次条に規定する指定業者を経由して市長に提出しなければならない。

(指定業者)

第 5 条 市長は、この要綱による補助金の交付の対象となる容器の販売を取り扱う業者を、次に掲げる要件を満たす者の中から指定するものとする。

- (1) 物品の製造の請負、売買及び貸借並びに役務の提供等の指名競争入札に参加する者に必要な資格、その資格審査の申請の時期及び方法等(昭和 63 年告示第 9 号)に基づく指名競争入札参加登録業者で市内に店舗を有するもの

(2) 容器の設置及び維持管理について指導することができる者

- 2 前項の指定を受けようとする業者は、生ごみ堆肥化容器販売業者指定申請書(様式第 2 号)に容器の販売価格及び仕様書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、審査の上、適当と認めるときは、生ごみ堆肥化容器販売業者指定通知書(様式第 3 号。以下「指定通知書」という。)により申請業者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により指定を受けた業者(以下「指定業者」という。)は、舞鶴市が推進するごみ減量化運動等に協力するとともに、市長が容器の設置、維持管理等に関して指示する事項を遵守しなければならない。

(容器の販売等)

- 第 6 条 申請者は、補助金の請求及び受領の権限を購入しようとする指定業者に委任するものとし、当該委任を受けた指定業者(以下「受任指定業者」という。)は、指定通知書に記載されている販売価格で当該申請者に容器を販売しなければならない。

(補助金の請求等)

- 第 7 条 受任指定業者は、前条の規定により容器を販売したときは、当該委任した申請者に代わって、生ごみ堆肥化容器購入事業補助金請求書(様式第 4 号)に当該委任した申請者の交付申請書を添付して市長に補助金の交付を請求しなければならない。
- 2 前項の請求は、4 半期ごとに当該期における受任分を取りまとめて当該期の最終月の翌月の 10 日までに行うものとする。

(補助金の交付等)

- 第 8 条 市長は、前条に規定する請求があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、生ごみ堆肥化容器購入事業補助金交付決定通知書兼交付済通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するとともに、速やかに当該受任指定業者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

- 第 9 条 市長は、申請者又は指定業者が次のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(その他)

- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成 6 年 6 月 1 日から施行する。